

### 「家庭用蓄電池の勧誘トラブル」 ～虚偽の説明や強引な契約～

#### 内容

わが家では、太陽光パネルを設置して余剰電力を売電している。3日前、突然「蓄電池について説明したい」と事業者の訪問があり、家庭用蓄電池の勧誘を受けた。聞くだけのつもりで応じたが「今なら30万円割引する」などと長時間勧められ、その日に250万円で契約してしまった。その時は、お得な契約のように感じたが、後になって支払いが心配になってきた。解約したい。  
(70代、男性)

#### 消費生活センターからのアドバイス

全国の消費生活センター等に、家庭で利用する据え置き型蓄電池（以下、家庭用蓄電池）に関する相談が多く寄せられています。

2009年開始の余剰電力買い取り制度、12年開始の再生可能エネルギーの固定価格買い取り制度で、住宅用太陽光発電の固定価格での買い取り期間は10年と定められています。19年以降、買取期間が順次満了していきます。

災害時にも役立つ家庭用蓄電池を用いた自家消費は、買い取り期間満了後の選択肢の一つです。しかし、事業者の突然の訪問等をきっかけに「この値段は今日限り」などと家庭用蓄電池の購入をせかされたり、長時間勧誘されて、冷静に十分な検討ができないままその場で契約しているケースが目立ちます。また、虚偽の説明をされていたり、事業者の断定的な説明や強引な勧誘により、冷静に十分な検討ができないケースもあります。

トラブルにならないために、次の点に注意してください。

事業者の突然の訪問に対しては、事業者名や目的などをしっかり確認しましょう。

家庭用蓄電池導入のメリットだけではなく、それに伴うコストも十分考慮しましょう。

必ずしも、余剰電力の売電より自家消費の方が経済的なメリットが大きいとは限りません。

その場で契約をせず複数社から見積もりをとり比較検討し、契約するときは契約書の内容をしっかりと確認しましょう。

おかしいなと思ったときは、すぐに最寄りの「消費生活センター」または「各市町相談窓口」にご相談ください。



おかしいと思ったら、一人で悩まず 早めに相談を

長崎県消費生活センター 095-824-0999

[相談受付時間] 平日(月～金曜日) ... 午前9時～午後5時(12時～13時を除く)

全国共通ダイヤル 188 (イヤヤ!)

長崎市消費者センター

(095-829-1234)

佐世保市消費生活センター

(0956-22-2591)

島原市消費生活センター

(0957-62-9100)

諫早市消費生活センター

(0957-22-3113)

大村市消費生活センター

(0957 52 9999)

平戸市消費生活センター

(0950 22 9122)

松浦市消費生活センター

(0956-72-1861)

対馬市消費生活相談所

(0920-52-8322)

壱岐市消費生活センター

(0920-48-1135)

五島市消費生活センター

(0959-72-6144)

西海市消費生活センター

(0959-37-0145)

雲仙市消費生活センター

(0957 38-7830)

南島原市消費生活センター

(0957-82-3010)

各町にも相談窓口があります